

新宿区世帯向家賃助成要綱

3 新都住居第 892 号

令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内の民間賃貸住宅に居住する世帯の家賃負担を軽減することにより、定住化の促進並びに健全なコミュニティの維持及び発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間賃貸住宅（以下「民間住宅」という。）

公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅、社宅・官舎等の給与住宅、契約期間が 1 年未満の短期間の滞在を目的とした住宅及び 2 親等以内の親族が所有する住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいう。

(2) 月額家賃

建物賃貸借契約書に規定されている月額賃料で、共益費・管理費等を除いたものをいう。

(3) 家賃助成制度

新宿区の東京都新宿区民間賃貸住宅家賃補助制度及び新宿区民間賃貸住宅家賃助成制度をいう。

(助成対象世帯の資格)

第 3 条 助成の対象世帯は、次の各号に掲げる要件を備えている世帯とする。新たに助成を受けようとする世帯については、申込をする年度の 10 月 1 日において次の各号に掲げる要件を備えている世帯とする。

(1) 区内に居住する、義務教育修了前の児童を扶養し同居している世帯

(2) 世帯主又は同居世帯員が契約する、月額家賃が 22 万円以下の民間住宅に居住し、家賃を滞納していないこと。

(3) 世帯の年間総所得が 520 万円以下であること。

(4) 住民税を滞納していないこと。

(5) 独立して日常生活を営むことができること。

(6) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく扶助を受けていないこと。

(7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。

(8) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。

(9) 現在及び過去に受給者又はその配偶者として家賃助成制度の適用を受けていないこと。

(10) 新たに助成を受けようとする世帯にあつては、当該年度において、新宿区多世代近居同居助成制度及び新宿区次世代育成転居助成制度による予定登録申請中でないこと又は助成若しくは予定登録決定（予定登録の決定にあつては、当該年度の 10 月 1 日前に有効期間が満了しているものを除く。）を受けていないこと。

(11) 対象住宅において、新宿区災害時居住支援制度による家賃相当分の助成決定を受けていないこと。  
ただし、新たに助成を受けようとする世帯においてはこの限りでない。

2 申請者が外国人の場合、前項各号の要件のほか、日本国に永住できる者又は同等の資格を有する者であること。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、第1項各号以外の要件を別に定め、又は除外することができる。

(助成金の対象)

第4条 助成金の対象は、建物賃貸借契約の月額家賃とし、1世帯につき、1戸の住宅とする。

(助成申込)

第5条 助成を受けようとする世帯の世帯主(以下「申込者」という。)は、所定の世帯向家賃助成申込書を区長に提出しなければならない。

2 助成申込書の提出は1世帯1通限りとし、重複申込はそのすべてを無効とする。

(公募の方法)

第6条 助成を受けようとする世帯を公募するときは、新宿区広報又は掲示等により行う。

(助成申請予定者の決定)

第7条 区長は、第5条第1項の申込みをした者を、助成申請をすることができる者(以下「助成申請予定者」という。)として決定する。ただし、申込者の数が助成予定数を超える場合は、抽せんにより助成申請予定者を決定する。

2 抽せんを行う場合は、公開して行うものとする。

(補欠世帯)

第8条 前条第1項の規定により助成申請予定者を決定する場合には、同時に若干の補欠世帯及びその補欠順位を抽せんで決定する。

2 前条により助成申請予定者と決定された世帯のうち、辞退又は第3条の要件に欠ける世帯が発生した場合には、前項の補欠世帯をその補欠順位に従い、助成申請予定者とする。

(助成申請)

第9条 第7条及び前条により助成申請予定者として決定された者は、区長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに世帯向家賃助成申請書(第1号様式)に添えて、助成申請予定者及び同居者に関し、次の各号に掲げる書類を提示又は提出し、申請しなければならない。

- (1) 建物賃貸借契約書及び家賃支払証明書
- (2) 住民票の写し
- (3) 住民税の課税証明書
- (4) 住民税の納税証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の書類の提示又は提出があったときは、第3条の要件に該当するか否かの審査を行う。

(助成決定)

第10条 区長は、前条により審査した場合は、助成の可否を決定し、世帯向家賃助成決定通知書(第2号様式)により助成を決定した世帯(以下「助成世帯」という。)の世帯主に通知する。

(助成額の算定)

第11条 助成額は、助成世帯1世帯につき月額3万円とする。ただし、助成世帯の月額家賃が3万円未満の場合は、その額とする。

2 助成額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、転居が行われた場合は、転居日の属する月の翌月(その日が初日であるときは、その日が属する月)に助成額を決定し、又は変更する。

4 第17条第1項各号により助成決定を取り消した場合、当該取消日の前日の属する月の助成額は、当該取消日の前日が1日から15日については、第11条第1項により算出した額の2分の1とし、16日以降については、同項により算出した額とする。ただし、家賃負担額が助成額未満の場合は、当該負担額を助成額とする。なお、この場合、第11条第2項の規定を準用する。

5 区長は、助成決定及び第19条の継続申請に伴う決定を行った場合、世帯向家賃助成金額決定（変更）通知書（第3号様式）により通知する。

（変更）

第12条 助成世帯は、助成金額決定通知書の内容に変更を生じたときは、速やかに世帯向家賃助成変更届（第4号様式）に変更を証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の書類の提出があったときは、第11条に基づき助成額を変更する。

3 区長は、助成額の変更を行った場合には、世帯向家賃助成金額決定（変更）通知書により通知する。

（支給請求）

第13条 助成世帯は、指定期日までに世帯向家賃助成金支給請求書（第5号様式）に家賃の支払いを証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

（支給時期）

第14条 助成金は、前条支給請求により審査の上、適格と認めたものは速やかに支給する。

（助成期間）

第15条 助成期間は、同一世帯につき募集期間の属する年度の10月から5年間を限度とする。

（禁止行為）

第16条 助成世帯は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 助成世帯が居住し、助成の対象である民間住宅を、居住以外の目的に使用すること。
- (2) 助成世帯が居住し、助成の対象である民間住宅を、転貸し又はその使用权を譲渡すること。

（助成決定の取り消し）

第17条 区長は、助成世帯が次の各号に該当したときは、当該事項に至った日の翌日から助成決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき。ただし、同条第1項第3号の「年間総所得が520万円」については募集期間の属する年度のみとし、その翌年度以降については「年間総所得が790万円」と読み替えることとする。
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (3) 前条に該当する行為を行ったとき。
- (4) この要綱又はこれに基づく区長の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項により助成決定を取り消したときは、世帯向家賃助成決定取消通知書（第6号様式）により通知する。

（助成金の返還）

第18条 区長は、助成世帯が次の各号の1に該当したときは、期限を定めて、助成金の一部又は全部を原則として一括返還請求する。

- (1) 前条第1項に該当する状態に至った後に助成金を受給したとき。
- (2) 前号のほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項による助成金の返還請求は、世帯向家賃助成金返還請求書（第7号様式）により行う。

- 3 第1項の返還金が返還期日までに納付されない場合は、返還期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を徴収する。

（継続申請）

第19条 助成世帯は、毎年6月末日までに助成継続申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添付の上、区長に提出しなければならない。

- (1) 建物質貸借契約書及び家賃支払証明書
- (2) 住民票の写し
- (3) 住民税の課税証明書
- (4) 住民税の納税証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

- 2 助成世帯は、第3条の資格要件を欠いた場合、速やかに書面で区長に報告しなければならない。ただし、同条第1項第3号については、第17条第1項第1号ただし書きの額を超えたときとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。